

# 資金の確保

18

農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

個人 法人 融資

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

対象となる方

支援内容

随時申請受付中

	資金	貸付対象者	貸付金利(注5)	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーJ資金)	認定農業者等 (注1)	0.10%	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (常時従事者数に応じ20億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者 (注2)	0.10%	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人 5億円
	農業改良資金 (注3)	個別法に基づく農業改良資金融通法の特例適用者(注4)	無利子	12年以内 (据置最長5年以内)	個人 5,000万円 法人 1.5億円
	農林漁業施設資金 (6次産業化)	六次産業化・地産地消法の総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者団体(注6)	0.10%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額
	農林漁業施設資金 (農商工等連携)	農商工等連携促進法の農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者団体(注6)	0.10%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額
農協等	農業近代化資金	認定農業者等 (注1)	0.10%	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者 (注2)	0.10%	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円

(注1) 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

(注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。

(注3) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工事業の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。

(注4) 個別法(略称)は次のとおりです。

持続農業法、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法

(注5) 金利は平成28年4月20日現在です。

(注6) 農林漁業者団体とは、次に掲げる者です。

農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の他、5割法人・団体、農林漁業振興法人

## 取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)、農協系統金融機関、銀行、信用金庫、信用組合

## お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合、各都道府県、各市町村、普及指導センターなど  
農林水産省担当課: 経営局金融調整課 (TEL: 03-6744-2165)



少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

＜資金名：スーパーL資金、農業近代化資金（クイック融資制度）＞

随时申請受付中

### 対象となる方

認定農業者等（スーパーL資金）

認定農業者等及び一定の要件を満たす集落営農組織（農業近代化資金）

### 支援内容

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

### 貸付条件等

#### ＜貸付限度額＞

500万円

#### ＜貸付要件＞

融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断される必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

### お問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、最寄りの農協、各都道府県、各市町村、普及指導センター

農林水産省担当課：経営局金融調整課（TEL：03-6744-2165）



経営状況等を評価した上で、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

＜資金名：スーパーL資金（円滑化融資制度）＞

随时申請受付中

### 対象となる方

認定農業者等

### 支援内容

スーパーL資金について、認定農業者等の経営能力や経営状況等を積極的に評価して、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

### 貸付条件等

#### ＜貸付限度額＞

個人：2,000万円

法人：直近決算の売上高に応じた限度額又は資本勘定のいずれか低い額（最高1億円）

#### ＜貸付要件＞

農業経営改善計画の目標水準に到達していることや過去5年間に既貸付制度資金の償還が確実に行われている必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

### お問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫

農林水産省担当課：経営局金融調整課（TEL：03-6744-2165）



人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。  
<資金名:農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)>

随时申請受付中

### 対象となる方

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者等 (※)

### 貸付条件等

#### <借入限度額>

個人 : 3億円 (複数部門経営等は6億円)  
法人 : 10億円 (常時従事者数に応じ20億円)

#### <償還期限>

25年以内 (うち据置期間10年以内)

#### <金利負担軽減措置>

貸付当初 5年間実質無利子化

※ 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

### 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫の各支店 (沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

### お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫

農林水産省担当課：経営局金融調整課 (TEL : 03-6744-2165)



個人

法人

融資

制度資金としては、以下の資金が利用できます。

＜資金名：農業経営改善促進資金（スーパーS資金）＞

随時申請受付中

## 対象となる方

認定農業者等（※）

※ 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

## 支援内容

認定農業者等に対して、経営改善を図るのに必要な短期運転資金を融通します。

## 貸付条件等

## &lt;貸付金利&gt;

1.50%（平成28年4月20日現在（変動金利制））

## &lt;貸付限度額 ※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍&gt;

認定農業者等：個人500万円、法人2千万円

## 取扱融資機関

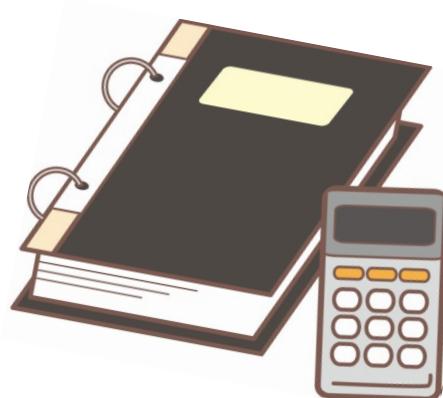
農協系統金融機関、銀行、信用金庫、信用組合

## お問い合わせ先

最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、各市町村、

普及指導センターなど

農林水産省担当課：経営局金融調整課（TEL：03-6744-2165）



法人

出資

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農業法人投資育成制度により農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。

＜制度名：農業法人投資育成制度＞

出資対象者

農業法人

隨時申請受付中

出資要件等

＜出資の限度＞

出資後の総発行株式・持分の2分の1以内

※ 現在、農林水産大臣の承認を受けているのは、以下に記載する株式会社又は投資事業有限責任組合となっております。

それぞれ出資を受けるための要件等がございます。詳細については出資を受けたい株式会社又は投資事業有限責任組合にご確認ください。

承認を受けた投資主体

(平成28年3月23日現在)

投資主体名称	主な対象地域	電話番号	備考
アグリビジネス投資育成株式会社	日本全国	03-5283-6688	☆★
SMBCアグリファンド投資事業有限責任組合	日本全国	03-3295-3336	
ひろしん農業育成投資事業有限責任組合	広島県内	082-245-1033	
えひめアグリファンド投資事業有限責任組合	四国地域	089-933-1513	☆
FFG農業法人成長支援投資事業有限責任組合	九州地域	092-291-8123	☆
さんぎん農業法人投資事業有限責任組合	三重県及びその周辺地域	03-6212-2511	☆
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合	愛媛県内を中心に中四国及び九州地域	089-933-8804	☆
北洋農業応援ファンド投資事業有限責任組合	北海道内	011-231-3053	☆
みなとAファンド投資事業有限責任組合	兵庫県内及び大阪府内	078-361-1511	
大垣共立アグリビジネス1号投資事業有限責任組合	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	0584-74-2251	
ほくりくアグリ育成ファンド投資事業有限責任組合	富山県、石川県、福井県	076-421-5770	☆
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合	栃木県を中心に茨城県、群馬県及び埼玉県	028-689-9696	☆
おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合	大分県及びその周辺地域	097-543-1919	☆
KFGアグリ投資事業有限責任組合	熊本県、鹿児島県、宮崎県を中心に九州地域	096-311-5922	☆
いわぎん農業法人投資事業有限責任組合	岩手県を中心にその周辺地域	019-621-1470	☆

※ 備考欄に区分している先については、以下の窓口においてもご案内しています。

☆：(株)日本政策金融公庫の各支店

★：最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店

お問い合わせ先

農林水産省経営局金融調整課 (TEL:03-6744-1395)



農林漁業成長産業化ファンドが、農林漁業者の皆さんの6次産業化の取組に対して出資、経営支援等を行います。

〈事業名：農林漁業成長産業化ファンド〉

お問い合わせ下さい

### 対象となる方

農林漁業者と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）による合弁会社等で、かつ、六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた会社（6次産業化事業体）

### 出資対象事業

農林漁業者が主体となって農林水産物などを活かした商品開発や販売方式の改善等、新たな事業分野を開拓する事業

### 活用メリット

- 使途の制約が小さく、自由度の高い資金を、農林漁業者とパートナー企業の出資の合計額と原則同額まで出資が可能です。
- 株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドが経営に協力し、農林漁業者とパートナー企業との両者の連携の相乗効果を高めます。
- 農林漁業者とパートナー企業が合弁会社等を作ることにより、農林漁業者は、6次産業化の取組に必要な他産業のノウハウの獲得や新たな販路の開拓が円滑になります。
- 連携するパートナー企業や農林漁業者が見つからない場合、株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドが相手探し（マッチング）を支援します。

### その他留意点

株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドは出資によって会社の株式を取得・保有します。最大15年間の支援期間終了までに、この株式を売却し、出資を回収します。この株式は6次産業化事業体に買い取っていただくことを予定しています。

### お問い合わせ先

最寄りの地方農政局等

（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）（TEL:03-5220-5885（代表））

<http://www.a-five-j.co.jp>

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課（TEL：03-6744-2076）

個人

法人

税制

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組みを税制面から支援します。

＜制度名：農業経営基盤強化準備金制度＞

随时申請受付中

### 支援内容

認定農業者である個人及び農地所有適格法人等が、農業経営改善計画等に従って、対象となる交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

### 【対象となる方】

- 認定農業者
- 特定農業法人
- 認定新規就農者(個人)

※集落営農においても、法人化することによって制度を活用できます。

### 【対象となる資産】

#### ○農用地

農地、農地以外の耕作用地、採草放牧地

#### ○農業用の建物・機械 等

- ・農業用の建物(建物附属設備)
- ・農業用の構築物
- ・農業用設備(器具備品、機械装置、ソフトウェア)

(例)大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きよ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフト など

### 【注意！】

トラックやフォークリフトなどの車両は対象となりません。中古品も対象となりません。

### お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・農政事務所・支局

農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ (TEL:03-3502-6441)

